

女性医師も働きやすい職場づくりについて

令和2年度に高知県医療勤務環境改善支援センターが実施したアンケート調査で「短時間勤務の導入など女性医師等への支援」に「取り組んでいる」と回答した病院は36.2%でした。近年、県内の全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあり、女性医師に活躍してもらうためには、妊娠・出産等を含めたライフイベントへのサポートが今後ますます重要となります。今回は、優れたアウトカムを出している2つの事例を全国の病院から選んで紹介します。

図. 短時間勤務の導入など女性医師等への支援の取組み状況

取り組んでいる 36.2%	検討中 29.8%	取り組む 予定はない 22.3%	未回答 11.7%
------------------	--------------	------------------------	--------------

A病院（急性期病院：300床）

◆勤務体制

- 「小学校入学まで」などの限定をせず、女性医師の希望に応じて、週3日や週4日などの勤務を取り入れている。
- 当直は非常勤医師で対応できる体制を整え、子育てなどの期間は、本人の希望に応じて、当直を免除することができるようにしている。

◆相談窓口の設置

- 復職にあたり、仕事と家庭の両立を支援することができるよう相談窓口を設置し、事務部長や医局秘書が就労環境や勤務条件等の相談に応じている。
- ホームページでも相談窓口を周知し、育児等で休職している女性医師からの問合せを積極的に受け付けている。

◆復職支援

- 復職するときは、医学知識、医療技術、家族等の協力状況を確認したうえで、診療科ごとの復帰研修プログラムに従い、診療科長が中心となってOJTを援助することによってスムーズな復帰を促している。
- 本人の希望に応じて、週1.5日勤務から段階的に勤務日数を増やしていくことができるようにしている。

◆職場理解の醸成

育児等でサポートを受ける医師と受けない医師の負担の不平等感を解消するために、年1回人事考課を行い、医師の不満や希望を聞き取るとともに、勤務日数や当直の有無で年俸や賞与に差をつけている。

B病院（高度急性期病院：400床）

◆勤務体制

子育て中の勤務緩和として、短時間正社員制度*を導入（週3日の勤務で常勤扱いするもの）し、宿直を免除している。

◆職場理解の醸成

サポートを受ける医師と受けない医師の不公平感をなくすために、当直する医師には手当を増額したり、サポートを受ける医師には日直に入ってもらっている。また、勤務緩和として、当直翌日は帰宅してもらい、かつ、連続当直は禁止している。

*短時間正社員制度とは、厚生労働省が導入を推奨している制度（<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/navi/>）で、育児・介護休業法の短時間勤務制度とは異なります。なお、短時間正社員でも、一定の要件に該当すれば、週20時間未満の勤務であっても社会保険（雇用保険加入は週20時間以上必要）に加入できます。（厚生労働省保険局保険課長通知：平成21年6月30日保保発第0630001号）

事例による取組みの効果

A病院では、医師数が増え（女性医師は4割弱）、女性医師からは「安心して出産できる」や「長く勤めたい」等の声があるということです。また、B病院では、子育てが理由で退職する医師がほとんどいなくなり、女性医師の定着率が上がっているといえます。これらの取組みは、他の医師の負担軽減にもなっていて、職場全体の勤務環境の改善につながっているようです。2024年度（令和6年度）から始まる医師の時間外労働の上限規制に向けて、女性医師も働きやすい職場づくりに取り組んでみませんか。

センターでは女性医師への支援の相談も受け付けていますので、気軽にお問合せください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp



勤務環境の
ことならお任せ

